

医療法人 整理番号		事業報告書	
報告期間	自 令和6年4月1日		
	至 令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人社団光仁会	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
分類①	社団 (出資持分あり)		
分類②	その他		
分類③	基金制度不採用		
(2) 事務所の所在地	石川県		
	市区町村	金沢市	
	町名・番地	松寺町子 4 1 番地 1	
	建物名	0	
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 昭和50年7月22日		
(4) 設立登記年月日	昭和50年8月1日		
(5) 理事長の氏名	姓	竹内	
	名	尚人	
役員及び評議員の人数	6	理事長を含む人数を記載すること。	
役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		

医 第 7-113 号
令和 7. 8. 4 受付
石川県医療対策課

專業報告

2-(1) 本業業務

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関を発行又は購入する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

[illegible]

〔注〕当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第三号

法人名 医療法人社団光仁会
所在地 石川県金沢市松寺町子41番地1

※医療法人整理番号	47
-----------	----

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	1,786,445 千円
2. 負 債 額	729,045 千円
3. 純 資 産 額	1,057,400 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	371,050
B 固 定 資 産	1,415,395
C 資 産 合 計 (A+B)	1,786,445
D 負 債 合 計	729,045
E 純 資 産 (C-D)	1,057,400

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団光仁会
所在地 金沢市松寺町子41番地1

医療法人整理番号 00047

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,147,613
2 事業費用			
(1) 事業費	1,910,375		
(2) 本部費	297,989		
本来業務事業損失			2,208,364
B 附帯業務事業損益			60,751
1 事業収益			95,242
2 事業費用			114,643
附帯業務事業損失			19,401
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			80,152
II 事業外収益			
受取利息	32		
その他の事業外収益	31,043		
III 事業外費用			31,075
支払利息	4,737		
その他の事業外費用	11,308		
経常損失			16,045
IV 特別利益			65,122
固定資産売却益	2,231		
その他の特別利益	50		
V 特別損失			2,281
固定資産売却損			
その他の特別損失			0
税引前当期純損失			62,841
法人税・住民税及び事業税	202		
法人税等調整額			202
当期純損失			63,043

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団光仁会
所在地 石川県金沢市松寺町子41番地1

※医療法人整理番号 00047

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	371,050	I 流動負債	307,077
現金及び預金	31,767	支払手形	
事業未収金	331,425	買掛金	31,837
有価証券		短期借入金	165,800
たな卸資産	8,326	未払金	95,153
前渡金		未払費用	
前払費用	435	未払法人税等	203
その他の流動資産	-903	未払消費税等	
		前受金	
		預り金	14,084
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	1,415,395	II 固定負債	421,968
1 有形固定資産	1,119,255	医療機関債	
建物	517,537	長期借入金	421,968
構築物	6,671	繰延税金負債	
医療用器械備品		その他引当金	
その他の器械備品	86,309	その他の固定負債	
車両及び船舶	2,736		
土地	433,818		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	72,184		
		負債合計	729,045
2 無形固定資産	50,350	純資産の部	
借地権		科目	金額
ソフトウェア	49,694	I 基金	19,243
その他の無形固定資産	656	II 積立金	
3 その他の資産	245,790	代替基金	
有価証券		繰越利益積立金	
長期貸付金		その他積立金	1,038,157
保有医療機関債			
その他長期貸付金		III 評価・換算差額等	
役員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産			
その他の固定資産	245,790		
		純資産合計	1,057,400
資産合計	1,786,445	負債・純資産合計	1,786,445

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式5

法人名 医療法人社団光仁会
所在地 石川県金沢市松寺町子41番地1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団光仁会

理事長 竹内 尚人 殿

私は、医療法人社団光仁会の令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 29 日

医療法人社団光仁会

監事 服部 和伸

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。